

○浦安市重度障がい者医療給付条例

昭和48年条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、重度障がい者に対し、重度障がい者医療給付金（以下「医療給付金」という。）を支給することにより、重度障がい者の健康の保持と生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度障がい者」とは、次の各号のいずれかに該当する者（65歳に達した日の翌日以後に新たに次の各号のいずれかに該当することとなつた75歳未満の者にあつては、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号に該当する者に限る。）をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者程度等級表に定める1級又は2級の障がいのあるもの
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所が重度の知的障がい者と判定した者
 - (3) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者程度等級表に定める3級の障がいのある者で、児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所が知能指数が50以下と判定したもの
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障がいのあるもの
- 2 この条例において「社会保険各法」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健

康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。

（受給資格者）

第3条 この条例により医療給付金の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、重度障がい者であつて、かつ、社会保険各法の規定による被保険者、加入者若しくは組合員又は被扶養者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者（国民健康保険法第116条の2の規定により本市以外の市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う国民健康保険の被保険者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、児童福祉法、身体障害者福祉法若しくは知的障害者福祉法（以下「障害者総合支援法等」という。）に基づき本市以外の市町村が援護を行つている者を除く。）
- (2) 国民健康保険法第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者（障害者総合支援法等に基づき本市以外の市町村が援護を行つている者を除く。）
- (3) 障害者総合支援法等に基づき本市が援護を行つている者
- (4) その他市長が必要と認める者

（適用除外）

第4条 前条の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者に対しては、医療給付金を給付しない。

（支給の範囲）

第5条 市長は、受給資格者が疾病又は負傷について社会保険各法の規定による医療に関する給付（以下「医療に関する給付」という。）を受けた場合において、当該給付の額が医療に要した費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額のうち一部負担金に相当する額を医療給付金として支給するものとする。ただし、18歳以上の重度障がい者であつて、医療に関する給付を受けた日の属する年度の市町村民税の所得割（その日が4月1日から

7月31日までの間の日である場合にあつては、前年度の市町村民税の所得割が課税されている世帯に属するものに係る医療にあつては、当該医療費から入院1日又は通院1回につき300円を控除した額とする。

2 前項に規定する医療に要した費用の額は、健康保険法の規定により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。

3 医療給付金は、支給の決定を受けた者が重度障がい者となつた日の属する月の翌月以降に受けた医療に関する給付について支給する。

(他の医療費に関する給付との調整)

第6条 受給資格者が、次の各号のいずれかの給付を受けることができるときは、当該受けることができる額を限度として医療給付金の支給は行わない。

(1) 規則で定める法令に基づく療養補償又は療養に関する給付

(2) 国又は地方公共団体の負担における療養に関する給付

(3) 付加給付その他の給付

(受給券の交付)

第7条 医療給付金の支給を受けようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより市長に申請し、当該医療給付金の支給を受ける資格を証する受給券の交付を受けるものとする。

(支給の方法等)

第8条 医療給付金の支給は、前条の規定により受給券の交付を受けた者が、病院、診療所又は薬局その他のもの（以下「病院等」という。）に当該受給券を提示して、支給の対象となる重度障がい者に係る医療を受けた場合に、当該病院等からの請求に基づき、支給すべき額を支給対象者に代わり当該病院等に支払うことにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が支給の対象となる医療に対し、病院等で医療費を支払った場合の支給については、その者の申請により支給を決定し、その者に支給すべき額を支払うことにより行うものとする。

3 前項の申請は、当該医療に関する医療費を支払った日の翌日から起算して2年以内に行わなければならない。

(申請事項の変更の届出)

第9条 第7条の規定により受給券の交付を受けた者は、同条の規定により申

請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(受給券の返納)

第10条 第7条の規定により受給券の交付を受けた者は、受給資格者でなくなつたときは、速やかに市長に受給券を返納しなければならない。

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、この条例による医療給付金の支給を受けた医療に関し、重度障がい者が損害賠償を受けたときは、その限度において、医療給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(医療給付金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の行為により医療給付金の支給を受けた者があるときは、その者に既に支給した医療給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第13条 この条例による医療給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年3月20日条例第75号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月18日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

附 則 (昭和59年12月27日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年3月27日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の浦安市重度心身障害者医療給付条例第3条の規定は、昭和61年4月1日以降の診療に係る医療給付金から適用する。

附 則（平成9年10月13日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月25日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月29日条例第21号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例は、平成19年4月1日以後に受けた医療に関する給付に係る医療給付金について適用し、同日前に受けた医療に関する給付に係る医療給付金については、なお従前の例による。

（浦安市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正）

3 浦安市乳幼児医療費の助成に関する条例（平成6年条例第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（浦安市精神障害者入院医療費の助成に関する条例の一部改正）

4 浦安市精神障害者入院医療費の助成に関する条例（平成10年条例第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成19年7月2日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月18日条例第11号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月29日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月29日条例第5号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第10号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月26日条例第21号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の浦安市重度障がい者医療給付条例（以下「改正後の条例」という。）

の規定は、施行日以後に受けた医療に関する給付に係る重度障がい者医療給付金の支給について適用し、施行日前に受けた医療に関する給付に係る重度障がい者医療給付金の支給については、なお従前の例による。

（受給券の申請等の行為の特例措置）

3 改正後の条例に基づく受給券の交付申請、受給券の交付その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。